

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成30年2月8日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 平木正洋（前橋地方裁判所長）

司会者 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

裁判官 鈴木秀行（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

検察官 井上恵理子（前橋地方検察庁検事）

弁護士 織田直樹（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代男性（以下「7番」と略記）

開会のあいさつ

主催者

前橋地方裁判所長の平木正洋でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。本日は、大変お忙しい中、この意見交換会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。皆様方におかれましては、平成28年12月から平成29年10月までに実施されました裁判員裁判に裁判員として参加していただきました。その節は本当にありがとうございました。御承知のとおり、裁判員制度は、施行後8年が経過し、皆様方の幅広い御協力に支えられまして、おおむね順調に運用

されておりますが、裁判員法の趣旨にかなった運用を実現するためには、我々法曹三者におきましても、日々改善の努力を怠ってはならないと考えておるところでございます。そのためにも、本日は裁判員として参加された皆様方から忌憚のない御意見をお聴きしまして、今後の審理に生かしていきたいと思っておりますので、どうか遠慮なさらずに、率直な御意見をお述べいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降は前橋地方裁判所刑事第2部の國井部総括裁判官の進行により意見交換を進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

司会者

刑事第2部の部総括の國井でございます。よろしくお願いいたします。前橋地方裁判所は、刑事部が2か部ございまして、刑事第1部、刑事第2部、それぞれで裁判員裁判を行っております。本日は、私、第2部の部総括裁判官の國井の方で司会をさせていただきます。裁判員の意見交換会ですけれども、今、所長の挨拶にありましたように、皆様の御意見をそのまま次の裁判員裁判の改善に生かしていくということが目的でございます。更に付け加えさせていただければ、これから裁判員になろうと思う方、裁判員の候補者になっている方というのは、裁判員裁判そのものに対する不安をお持ちでございます。今日は、経験された方の御意見を率直に表明していただいて、これから裁判員になる方の不安が少しでも払拭できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、法曹関係者についてそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。では、鈴木部総括裁判官、よろしくお願い致します。

裁判官

刑事第1部の部総括裁判官の鈴木秀行と申します。本日お集まりの経験者7名の方は、いずれも私が裁判長をしたときの裁判員の方で、今日は皆さんにまたお目にかかれたので、非常にうれしいところであります。皆さん、裁判員裁判において活発に発言していただけたので、その経験を踏まえて今日もよろしくお願いいたしま

す。

司会者

井上検察官，よろしく申し上げます。

検察官

検察官の井上と申します。私は前橋地検の検察官をしておりまして、今回題材に上がっている5つの事案のうち、1件の裁判員裁判を他の検察官と共同立会という形で担当させていただいております。なかなか検察官の立場から裁判員の皆様の御意見を直接お聴きできる場というのがございませんので、今日は今後の裁判員裁判をやっていく上でもいろいろな御意見をお聴かせいただければ、そして参考にさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

司会者

織田弁護士，よろしく申し上げます。

弁護士

弁護士の織田と申します。前橋で弁護士をしておりまして、弁護士経験は5年ほどとなっております。裁判員裁判は、昨年8月に1度ですが経験したことから今回私が呼ばれまして、もし次回裁判員裁判を担当することになった際には、本日皆様から意見をお聴きして、それを参考に勉強させていただいて生かしたいというふうに考えております。本日はよろしく申し上げます。

司会者

ありがとうございました。それでは、意見交換に入りたいと思いますが、最初に本日の経験者の方が担当された事件の概要について、私の方で簡単に御説明いたします。まず、経験者の1番の方が担当された事件ですが、審理期間5日間、強盗致傷、暴行で起訴された事件でございまして、被告人がコンビニエンスストアにおいてライター1個を盗んだところ、従業員に連れ戻され逃走しようとして、店外に出て駐車中の軽四貨物自動車に乗車しましたが、店長さんが自動車の後方に立ちふさがり車両の発進を阻止しようとしたことから、逮捕を免れるために暴行を加えたと

いう強盗致傷の事件と、同店の事務所内で店員に対して、その左手首付近を右前腕で押す暴行を加えたという強盗致傷と暴行の事件です。暴行の有無、傷害の有無、それから因果関係等が争点となりまして、裁判所の判断としては、被害者であるコンビニエンスストアの店長の証言の信用性が否定されて強盗致傷の致傷の部分落ち、認定としては事後強盗と暴行になったという事件であり、懲役3年執行猶予5年間の判決になったという事件でございます。次に、経験者の2番の方が担当された事件ですが、審理期間5日間の殺人未遂事件でございまして、被告人が老人ホームにおいて被害者に対して殺意を持って、その左胸部、左脇腹部等をペティナイフで数回突き刺すなどしたが、被害者が大声で助けを求めるなどしたため、被害者に加療約4週間を要するけがを負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったという事実で起訴された事件でございまして、被害者は老人ホームの施設長の方になります。犯行の態様とか殺意の有無が争点になりまして、被告人が高齢で認知機能の障害があつて犯行に影響したかが量刑で争われ、精神科医の証人尋問が行われた事件でございまして、判決としては、懲役6年の判決ということです。経験者の3番の方が担当された事件ですが、審理期間3日間の危険運転致死の事件でございまして、被告人が普通乗用自動車を時速約60キロメートルで進行していたんですが、信号機により交通整理が行われている交差点が赤信号だったにもかかわらず、その信号表示を意に介することなく無視して、重大な交通の危険を生じさせる速度である時速約90キロメートルに加速して自車を運転して進行したことによって、信号に従って進行してきた被害者運転の原動機付自転車に自車の前部を衝突させて、原動機付自転車もろとも路上に転倒させて被害者の方を脳挫傷によって死亡させたという事件です。これは、犯罪の成立自体は争いがなかったんですが、防犯カメラが立証の中心となった事件です。そして、量刑と被害者の落ち度があるかどうかの評価がポイントとなった事件と伺っております。判決としては、懲役6年6か月の判決ということです。次に、経験者の4番の方が担当された事件ですが、これは審理期間5日間の殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件でございまして、被告人

が児童養護施設において被害者に対して殺意を持って、その頭部、顔面及び頸部等を所持していた包丁で多数回切りつけたが、職員らに取り押さえられたため、被害者に全治約1か月間を要する重傷を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったという殺人未遂の事案で、包丁を理由なく持っていたということで銃刀法違反の罪も付いているという事件でございます。殺意の有無が争点になりまして、犯行状況について被害者と目撃者の各証人と被告人の各供述が食い違っていたということで、供述の信用性の判断が難しかった事案と聞いております。また、刑を決めるに当たっては犯行に至る経緯や動機に同情できるかどうか争いとなって、判決としては懲役8年の判決になったということです。次に、経験者の5番、6番、7番の方が担当した事件ですが、これは同じ事件でございます。審理期間4日間の建造物侵入、変更後の訴因で建造物侵入、強制わいせつ致傷の事件です。被告人がコンビニエンスストア店員にわいせつな行為をしようと考えてコンビニエンスストアに侵入しまして、勤務中の被害者の胸ぐらをつかんで押し倒したり、抵抗して立ち上がった同人に暴行を加えたりした上、わいせつな行為をしたということで、その際けがをしたということで建造物侵入、強制わいせつ致傷の罪で起訴されたという事件です。暴行及びわいせつ行為の有無が主たる争点となりまして、防犯カメラに映っていない部分につきましては被害者証言の信用性の判断が問題になった事案と聞いております。判決としては、懲役4年の判決だったということです。以上が本日の経験者の方が担当した事件の紹介ということになります。審理や手続の流れに従った個別的なところはその場面、場面でお伺いしますが、最初にそれぞれの方から全体的な感想を述べていただくということにしたいと思います。率直に感想として思っているところをお話しただけであればと思います。では、経験者1番の方からよろしく願いいたします。

1番

正直、裁判員裁判に自分が選ばれるということがよくわかっていなかったのも、心構えというか、そういうものができていなかったです。しかし、実際に裁判員裁

判で選ばれて裁判員をやってみて、やはり自分が刑を決めるということに対して、本当にいいのかどうなのかというところがすごく考えさせられたなというふうに思いました。事件の内容は先程のとおりなんですけれども、総じて検察官の説明もすごくわかりやすく、自分が仕事をしていく上でもすごく勉強になったなというふうに思いました。それに、裁判官の方の対応とかもすごく丁寧に対応していただいて、よく導いてくださってくれて、やりやすかったなというふうに今思っています。

司会者

ありがとうございました。では、2番の方、よろしく願いいたします。

2番

私も同じく裁判員は初めての経験だったんですけれども、去年の2月あたり、1年ぐらい前に裁判員として参加させていただいたんですけれども、私を含め他の裁判員の方々もほとんど初めてだったと思うんですけれども、そういう中で裁判の進行、流れですとか、そういったことが全くわかっていなかった中で鈴木部長の方から全体的な流れですとか、判決に至るまでのスケジュール的なところをまずいろいろ説明していただいて、何とかそれに沿って5日間、正直長いなというふうには感じたんですけれども、それでも非常にいい経験になったなと思いました。何もかもがほとんど初めての経験だったんですけど、やっぱり最初にいろいろ説明いただいて、流れがつかめたというところで、大分私にとっては大変よかったと思っています。ただ、内容については、被告人が高齢者の方で、しかも認知機能障害があるかどうかというところが大きな争点だったんで、そういったところの判断の仕方というのは非常に難しかったことを覚えております。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方よろしく願いします。

3番

私は恥ずかしながら法学部の出身でして、法律を生かしているわけではないんですが、政治経済の教員をしています。ですからすごい興味のある分野ではありまし

た。また、群馬弁護士会の弁護士さんから、法教育とかいろいろ研修を受けていまして、生で体験をすることができまして、本当に教員としていい経験をしたなと思っております。審理の中身も、こういう手順を追って懲役が何年とか決めていくんだということが手に取るようにわかり、本当によい経験をしたわけですから、大学で教授がしゃべっていたときより本当によくわかりました。ただ、私が扱った事件は危険運転致死で争いはなかったもので、罪を認めていたので、すんなりと言ったらおかしいですけども、それほど思い悩まず私も意見を出せたんですけども、これが果たして被告人が否認している事件になったときに、裁判官はその間に立たされても判決は下さなきゃいけない、でも、どっちの言うことも何か正しいみたいな間の中の苦悩というんですか、すごいものを抱えているんだなと思って、司法試験など目指さなくてよかったなとつくづく思いました。そんな苦悩は教員の世界ではあまりありませんので、とにかくそういういい経験ができたということ、これから裁判員になる人にも伝えていきたいなというふうに考えています。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方お願いいたします。

4番

私は、まず自宅の方に裁判所から緑の封筒が来たときは、私は何をやってしまったんだろうかと思ひ、封筒を開けるのが怖かったです。そこで、裁判員裁判の候補者になったということで来たときに、まさか選ばれないだろうと考えていたんですが、最終的に選ばれたときは、本当に大丈夫だろうかというのが一番不安なところでした。ちょうど金曜日に発表されて、それで月曜日からこちらの方に来たときに、私は若い方だったので、他の人たちは結構年上の方だったので、意見とかすごい立派な意見を言っているなというので、本当にいろいろと教えられることもあったり、また皆さんすごいいい意見を持ちながら、その裁判を終わらせるようにということで、1週間すごい長い1週間でもあり、すごいいろいろ考えさせられた1週間だと私は思いました。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方よろしく申し上げます。

5番

私も最初、封筒が届いたときにすごくびっくりして、何が一体届いたんだろう、何をしたんだろうと、やっぱり4番の方と同じようにすごく開けるまで怖くて、身に覚えがないので、とりあえず開けてみたんですけど、中を見て、もしかしたら選ばれるかもしれないと思ったときに、ニュースでも知っていたので、是非やってみたくて、ずっとなりたい、なりたい、選ばれたいと思っていて、今回貴重な経験させていただいたんですけど、やっぱり参加してみてよかったなと思いました。最初は、大丈夫かなという不安あったんですけど、鈴木部長の本当に配慮がすばらしくて、毎日裁判所に来るのが楽しくて、明るく楽しく、わからないこともすごくわかりやすく話してくださって、こんなふうな流れでやっていくのかというのがすごく勉強になりまして、今日も鈴木部長に会うのがすごく楽しみでした。実際こうして再会できることをすごくうれしいんですけど、経験させていただいてすごくよかったなと思っています。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方よろしく申し上げます。

6番

裁判に参加しまして、判決に関わるというのはすごく難しいです。ただ、裁判官が一生懸命サポートしてくださいましたので、裁判員をやってよかったです。本当に貴重な体験をさせていただきました。皆さん、ありがとうございました。

司会者

では、7番の方お願いいたします。

7番

皆さんの意見と同じ部分もあるんですけど、やっぱり裁判所とか裁判官とか、こういうふだん接することがないところで、すごく固いイメージがあって、実際裁判

の判決を出すに当たっても、淡々と行くんだろなというふうに思っていたんですけど、いろんなことを教えていただきながら、道筋をしっかりとつけていただいて、自分なりにはいい経験もできましたし、私は意見を結構言えたなというところはあるんですが、私は補充裁判員から裁判員になったというところがあって、そこをちょっとお話しさせていただくと、補充裁判員には1票がないので、結構自由に発言していたんですが、いざ裁判員になったときにはその重さを本当に感じまして、人を裁くということの重さは非常に重いなというのは、一番の印象でございます。

司会者

ありがとうございました。それでは、最初に選任手続のところからお話を伺いたいんですが、そもそも封筒が来たところから驚かれたりとか、恐る恐る開けたという話があったんですが、最初、前年の11月ぐらいに大体翌年の名簿登録がわかって、選ばれるんじゃないかということが予想されて、その後、事件ごとに御案内が行くわけなんですけど、名簿に載った後の事件ごとの御案内が行ってから、それから選任の日に行くに当たって、もうちょっとこういうふうに工夫してくれたら、もっとたくさんの候補者が選任の日に参加できるんじゃないかというところは何かございますでしょうか。皆さんいろいろ事情、理由があるところを都合をつけて選任の日に来ていただいて、今、今日ここで意見も述べていただいているんですけども、もう少しこういうところを、裁判所の方で工夫したら、もっと選任の日に行きやすくなるんじゃないかということでお気付きの点はございますでしょうか、何でも構いませんので。

7番

私サラリーマンなんですけども、うちの会社は9人ぐらいの会社なんですけど、やっぱり会社側に全くその認識がなくて、ただ、裁判員裁判に出るということのお休みは設定したんですけど、人事課に電話したら、それ私に言っていないんですかみたいな、そういうことがあって、やっぱり広報の活動が足りないんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

会社の担当者の方が裁判員裁判のことがよくわかっていないというところですね。要するに裁判所の広報が足りないということですね。ありがとうございました。どうぞ他の方も御自由に。

3番

同封された封筒には、日当がもらえますとかと書いてあるんですけど、一体幾ら出るの、みたいなのがあって、やっぱりそれって人間を動かすのに一番重要な部分ではないのかなと。お金が絡むと非常に難しいんでしょうけども、1回来たら幾らもらえますみたいな、じゃ参加しようみたいな人も出てくるんじゃないかなんて、ちょっと変な意見でごめんなさい。

司会者

日当が出るというところまでは御存じなんですね。その日当の金額がもっとわかったらということですか。

3番

そういう趣旨です。

司会者

参加意欲が高まるんじゃないかということですか、ありがとうございました。他にどうでしょうか、選任の日に関してはどうですか。

4番

やはり会社の理解というものが大切なんですけど、裁判員裁判という制度で、やっぱりなる人というのはすごく少ないわけなんで、また会社の方でなった人がいて、その人たちもすごい考えたという話を聞いていますので、やはり会社の人たちにも何か、会社の上の人とかにも、そういう裁判員制度のセミナーみたいなのをやった方が、いざなった人にこういうふうに言ってくださいとかを言えると思うんです。

司会者

会社の上司とか会社の役員の方に、裁判員裁判を理解をしてもらうようなセミナ

一とかをした方がいいんじゃないかということなんですね、ありがとうございます。
他にはいかがでしょう。

1 番

自分もサラリーマンやっていたんですけど、仕事がちょっと設計開発で忙しいときとかがあって、本当に忙しいときは深夜まで実験室でずっと仕事しているというように感じて、たまたま仕事がそんなに繁忙期でなく、開発日程が空いているときだったんで参加することができたんですけども、自分の場合、結構急に連絡来たのです。もうちょっと前もってそういう連絡が来てくれると、仕事の都合で出れないとかという人ってすごい多いと思うんですけども、そういうところも改善していくと、もうちょっと出席率が上がるんじゃないのかなというふうに思いました。会社の方は、裁判员休暇というのがもう整備されていたので、言ったらそのまま裁判员休暇で登録してくれたので休みやすかったんですけども。

司会者

ありがとうございます。ちなみに何日ぐらいでしたか、1番さんのところに通知が来てから選任の日までは。どれくらいの期間空いていましたか。

1 番

追加選任か何とかで、1週間あったかどうか・・・。

司会者

法令上は6週間空けることになっているんですけども、候補者の方が追加されて来ていただかないと選任手続が成り立たないときは、追加選任と言って急に短い期間でお呼びすることがあるんですが、6週間はなかったということなんですね。

1 番

そうです。

司会者

ありがとうございます。

3 番

すみません、またお金に関係した話なんですけども、私、今、特別支援学校にいるんですけども、障害者の法定雇用率が現在2パーセントですので、それを満たさない企業は行政罰みたいな、お金を払うというのがあるって、逆に障害者を雇うとお金がハローワークだかどこかから出るんですね、会社に対して。ですから、裁判員を出した会社に対しては、表彰するとか、その辺でハローワークと連携して、会社の方も何かうまく働きかけるというのも大きなことかなと感じたんです。

司会者

ありがとうございました。他に何かございますか、選任の日に来やすくする工夫です。

7番

無理だと思いますけど、やっぱりお休みの日にやっていただければ随分出席率が上がるのじゃないかなと思いますけど、やっぱり平日でないと難しいですね。

司会者

土曜、日曜日ということですか。

7番

はい。私は自分で休みをある程度コントロールできますけど、そうじゃない方と現場の方は、さっきもお話ありましたけど、なかなか平日休むというのは厳しいのじゃないかなと思いますけど。

司会者

ありがとうございます。次に、選任手続当日の日で何かこの点をもうちょっと改善したらよろしいのじゃないかと思うところございましたでしょうか。裁判員裁判が始まるまでは、このような選任手続のような手続というのはあまりなかったもので、裁判所の方としてもほぼ初めてに近い経験で選任の日を迎えておりました。選任の日当日のことで、何かお気づきの点はございましたか。良かった点、悪かった点、ざっくばらんに御指摘いただければ、また次の事件からの改善につながりますので。皆さんの不安を解消できるような選任の日だったでしょうか。

2番

ちょっと先ほどの話と重複する部分もあるんですけども、私は2月の月末5日間で実際裁判員裁判をしたんですけど、多分その前の年の11月とか12月ぐらいに1回通知が来て、実際2月になってから当日行って、そこから多分40名とか50名ぐらいいたと思うんですけど、当日確か8名ぐらいに絞って最終的に裁判員ということになったと思うんですけども、正直その割合的なもの、確率的なことが全然わかんなくて。当日裁判所に出向いて、いや、この人数いたら自分ならないよなど思いながら行ったら、見事当選してしまったと、急遽会社に電話して、あらっ、ならないと思っただらなっちゃったというふうだったんです。ですので、当然抽せんというのはある程度仕方ない部分だと思うんですけども、その腹づもりとして、正直選ばれると思わないで出向いちゃった部分があって、そこが端から多分なるのだと思っていけば、その5日間のスケジュールをしっかりと空けるんですけども、空けておいてならなかったら逆に今度がっかりしますし、何かあまりよくなかったかなというのありました。

司会者

40人、50人って多いと思われましたか。

2番

いや、それがどのくらいいるかというのも全然想定していなかった。行って、これだけいるんだから自分はならないだろうなというふうには思いました。

司会者

なかなか難しいですね。他にはいかがでしょうか、選任手続の日。

5番

私も今振り返って当日思い返してみても、待っているときの息苦しさ、どうにかならないかなというふうに今思います。とにかく緊張して緊張して、何が起きるんだろう、どんなことが始まるんだろうという、もう少しなんか緊張がほぐれるような時間、待っている時間だったらいいのかなと。それと、あと私の場合は通知とかを

見ていて、ちょっと自分で読んでいて思ったのが、断れないもんだと思っていたので、意外と断る方が多いというのを聞いて、断ってよかったんだというふうにもちよっと思ったので、その認識が、よほどの理由がなければ断れないのかなというふうにもちよっと思っていました。

司会者

ありがとうございました。現在法令上の理由がある方だけ辞退を認めてはいるのですが、その息苦しい雰囲気をも何とかならないかということですね。

7番

やっぱり裁判長に最初にお話いただけたというのとか、私はすごく安心する部分があつて、何をやるのか全然わからない中で来ているわけですけど、すごく固い、裁判長と言ったら笑わないみたいなイメージがある中で、結構和やかになって、ああ、私も参加しようかなと思った人も1人はいたのじゃないかなと、ちよっと思いました。

司会者

ありがとうございました。今度ちよっとな別の質問になるんですけども、審理期間というのがございまして、皆さんそれぞれ選任されたときに、審理期間何日というふう聞いて参加されているんですけども、実際今回参加した方、審理期間、審理だけで5日間の方もいらっしゃれば3日間の方もいらっしゃって、5日間というのはほぼ1週間、場合によっては翌週にかかっていることが多いわけです。3日間、4日間、5日間とちよっどいらっしゃるわけですけども、審理に参加しやすい審理期間というのは、どれくらいの期間を考えたらよろしいのでしょうか。御自身の経験とか、周りの方のお話しなんかも踏まえて、ちよっど教えていただけるとありがたいかなと。もちろん事件が複雑で、長い審理期間をとらなければいけない事件があるのはやむを得ないのですが、皆さんの参加しやすいということからすると、審理期間はどれくらいまでだったら参加しやすいというふうに思われるか、ちよっど教えていただけるとありがたいんです。

6 番

大体審理期間 5 日前後，事件によりますので，多少の前後はしようがないのですが，7 日を超えない範囲であれば問題ないと私は思っています。

司会者

ありがとうございました。

2 番

私は 5 日間だったんですけども，平日の 5 日，もうまるまる 1 週間，土日含めると 9 日間会社に全く行けない状態ですので，正直かなりきついなと思いました。会社の方では，一応裁判員制度の社内ルールもありましたし，休みとかは問題なかったんですけど，実際仕事の影響というのは多少あるのかな。そういう意味では，3 日間ぐらいですと平日あと 2 日，例えば 1 週間のうち会社に顔出せたりするので，5 日間まるまるというのはちょっときついなというのは，正直感じました。

司会者

もし 5 日間の審理で，5 日間ぶっ続けで連続してやる場合と，例えば翌週にかかってしまうけども，平日 5 日間のうちどこか休みを置いて，それを 1 日翌週に回すというパターンがあると思うのですが，どちらがよろしいですか。後者の方がよろしい。

2 番

2 週にわたる方が。

司会者

間がちょっと，平日でも 1 日休みがあった方がよろしい。

2 番

はい。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがでしょう。

1 番

私の場合、5日間だったんですけども、サラリーマンをやっていると5日間が多分限界かなと思います。やっぱり1週間以上会社を休んでしまうと、会社に出て行ったときに、それぞれ仕事内容によって変わると思うんですけども、浦島太郎状態になってしまうようなところもあって、やっぱり5日間ぐらいが妥当なのかなと、それ以上長くなるとちょっと厳しいかなというところだと思います。

司会者

ただ、5日間やると1週間ぶっ続けになってしまうことがあるのですが、間が空いた方がよろしいですか。

1番

ぶっ続けでも、空いててもいいと思うんですけども。

司会者

ありがとうございました。他の方はいかがでしょう。

3番

今、間が空いたという話が出たんですけども、違う切り口になっちゃうんですけども、私3日だったので、非常に短い方だと思うけども、とにかく疲れました。1日終わって、真剣に話を聞いていて、メモをとったり何だりして、帰りは何かふらふらみたいな感じで、ですから3日だから、もっと本当は最初裁判員のこの事件ですと来たときに、もうちょっと長いのがいいなと思ったんです。いざやってみたら、3日でもう満腹だなというふうに疲れてというのもあるので、5日ぐらいは裁判上しようがないのでしょうかけども、2週にわたるとか、間が空いた方が疲れやすくないのかなと。

司会者

ありがとうございました。では、ちょっと審理の話になりましたので、皆さんが担当された審理について話を進めたいと思うのですが、審理内容のわかりやすさというところで、皆さんそれぞれ担当した事件は、例えば暴行の有無が争点になったりとか、殺意の有無が争点になったりとか、あるいは犯罪の成立に争いはないのだ

けども、刑を決めるに当たってのポイントで被害者の方に落ち度があったかどうかとか、いろいろ問題点があった事件ばかりです。その問題点を争点とよく言うんですが、審理自体から、審理を見て争点について自分の意見がすぐ持てるような審理であったかどうかというところをちょっとお伺いしたいなと思いますが。これも自由にどうぞ。

6番

審理については、正直難しかったというふうに思うんです。弁護士さんの話を聞いていると、やっぱり弁護士さんの言うとおりでと思うし、検察官の話を聞いていると、やっぱりそうだなと思うし、それが非常に難しかったというのが正直なところですよ。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがでしょう。

7番

順番的なことなんですけど、始まって事件の概要をお話しいただいて、最初に法廷で被告人への質問だとか、あと被害者への質問等々が最初に来るんですけど、二、三日慣れてきたときに、ああ、あれ言えばよかったね、これも聞いたかったねというのが出てくるのが、やっぱり経験がないのもそうですし、そういう意見がまとまっていけないということもあって、何かもっと質問したいことみたいな、被告人だとかに関しての質問は、もうちょっと後の方が助かったかなというのは、素人ながらの意見です。

司会者

被告人とか証人とかもありますけど、ある程度事件の内容が頭に入ってから証人尋問とか被告人質問があった方がよいという御意見ですか。

7番

はい。

司会者

ありがとうございました。どうぞ、他の方いかがでしょうか。争点、問題点について自分の意見を持てるような審理であったか、あるいはこういうふうにしてくれるともっと争点とか問題点について審理を見て自分の意見を持つことができたというのがありましたら。

3番

私、裁判見るの好きなので、学校が長期休暇のとき有給をとって裁判員裁判を目掛けて傍聴したこともあったんですけども、やっぱりよくわかりやすく整理されているなというふうに感じました。傍聴しているときもそう感じましたし、実際自分が裁判員になってみて評決などに参加しても、本当に精査されていて非常にわかりやすかったなという印象を持ちました。

司会者

ありがとうございました。では、少しちょっと具体的な話ということで、検察官、弁護人がそれぞれ最初冒頭陳述といいまして、証拠調べのポイントを説明したりとか、あるいは審理の終わりに検察官であれば論告という形、弁護人であれば弁論という形で、証拠に基づいた意見を言う場面があります。最初に検察官、弁護人が事件のポイントを説明する場面と、今度、終わりで検察官と弁護人がそれぞれ証拠に基づいた意見を言う場面がありますが、この検察官、弁護人の冒頭陳述や論告、弁論というのはどうでしょうか、率直に言ってわかりやすいものであったかどうかというところをお伺いしたいと思うんですが、どなたでも、どの事件でも。

5番

私のときなんですけど、弁護人の方がはっきりしゃべってなくて、ぼしょぼしょ、ぼしょぼしょって聞こえるんです。それで、慣れていないので、何を言っているのかわからなくて、もっと何かはっきり話してほしいというのがすごく印象で、声もちっちゃめだったので、もうちょっと大きい声で話してほしいなという、慣れていない、ふだん聞いたことのない単語が多かったので、もう少しはっきり滑舌よく話していただきたいなというのと、あと検事の方も女性だったんですけど、すご

い早口で、逆に何を言っているかわからないという、もう少しスピードがゆっくり話ししていただけたらよかったかなという印象を受けました。

司会者

ありがとうございました。

7番

5番の方と同じだったんですけど、検察の方の書類に関しては、カラーでうまくまとめられていて、非常にわかりやすかったというのはすごく印象に残っています。

司会者

冒頭陳述や論告とかで配られるメモですね。それがカラーでわかりやすかったということなんですね。

7番

はい。

司会者

わかりました。ありがとうございました。他の方いかがでしょうか。

4番

私のときは、検察官の方はすごいはっきり話しておりまして、私たち7名の方々もすごいはっきり話をされていて、すごいいいなという印象はありました。しかし、弁護士さんの方が2名の方ですか、うまく2人で相談できていなかったみたいで、何回か言葉が止まってしまうときもありましたし、検察官の方からの質問のときも、すぐに答えが出てこないというときがあったので、逆に弁護士側の方は意見がよくわからないと裁判員の方々が言っていました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがでしょう。

1番

自分も同じなんですけども、検察官の方はしゃべり方もすごい丁寧で、資料もすごいわかりやすくまとめてあったんですけども、弁護士の方がすごい高齢の方だっ

たんです。何言っているのかよくわかんなくて、それがちょっと困りました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがでしょう、冒頭陳述、論告弁論についての御意見、御感想ですが。

2番

今ほどの1番と同じなんですけど、私も担当した裁判がかなり御高齢な方で、何言っているか正直よくわからなかった。そこは仕方ないのかなと思うんですけども、ただ、あとこれはちょっと個人的な意見というか、結局裁判をしている裁判の場所と、あと実際戻って裁判長とか他の裁判員の方々と実際審理する場所と、ずっと往復するような形で、ほとんど審理する場所で話していることでほとんど判決に導いていっているというか、裁判所で我々があまり直接質問したり、弁護士とか検察官に質問したりはしない、みんなで打ち合わせして事前にこういうことを今度聞こうかと、こういう確認しようかということを経験して聞いていただくというスタイルだと思うんですけど、実際裁判のときに、こういう形で傍聴席みたいな形で横に並んでいるんだと思うんですけど、あまり横に並んでいる意味があるのかなというのは純粹に思って、正直、やっぱり実際裁判を経験して、傍聴席からの視線というのがすごい怖いとか、多少そういうのもあったんですけど、ただ、今回はそうでもなくて、これが別の案件とかだったら、あまりそういう場にいたくないというのは感じて、そういう意味では、ただ気になるんで、裁判自体は見たいんですけど、別モニターで見るとか、何か場合によってはそういうこともできたらいいのかななんていうことは思いました。

司会者

高齢でというのは、被告人が高齢と言うことですね。被告人の話していることがちょっとわかりにくかったということなんですね。

2番

そうです。

司会者

わかりました。今度は、証拠調べの内容で、証拠調べの中に書類を取り調べる場面と、あと証人尋問や被告人質問の場面があるんですが、最初に書類を調べる場面のところなんですけど、証拠の取調べと言ったりしますが、書類を取り調べる場面で、その書類の取調べの量とか、書類の取調べの方法とか、あるいは書類の中身とかでわかりやすかったか、わかりにくかったか、あるいは適切だったかというところで御意見いただければと思いますが、証拠書類の取調べです。

7番

証拠書類の中には、私はコンビニの事件だったんですけど、コンビニの撮影なんかも入ってきますか、今の質問。

司会者

コンビニの撮影も証拠に入ります。

7番

それだけちょっとお話しさせてもらおうと、何度も見返したりとか、今までの意見でどうだったんだろうという検証をいろいろしていただいたので、それは非常に勉強になって、何分何秒のところもう一回見ようみたいなことをしていただいたのは、自分の意見が整理されるというのでは非常に助かりました。

司会者

それは法廷でですか。

7番

バックヤードで。

司会者

評議室で確認したときですね。

7番

はい。

司会者

ありがとうございました。法廷で、書類とか写真の取調べとかをした場面で、その証拠自体が理解しやすかったかどうかとか。

3番

結構、図とか写真であるとか、わかりやすい証拠が多かったように思うので、比較的わかりやすかったというか、かなりわかりやすく考えることができたんだと思います。

司会者

ありがとうございました。他はいかがですか、証拠書類、証拠物とかの取調べですけど。

1番

犯人がバックして店長を車でぶつけたというところが争点にあったけども、肝心なところがカメラに映っていなかった。実際、本当はどうなんだろうというところがあって、そこがすごい争点になったけども、やはり争点になるところの証拠、ビデオ映像とかがちょうど隠れていて映っていなかったりとかというときに、どういうふう判断していくのかというところがすごい難しいなど、その判断次第によって量刑も変わってしまうというところで自分はすごい考えました。

司会者

ありがとうございました。証拠の内容、実際提出されている証拠の内容の中に、ちょっと見たくなかったとか、見て具合が悪くなったというような証拠はありましたでしょうか。

5番

検証のところで、被告人が履いていたジャージ、スラックスをその場で見てたんですけど、結局後からそれをみんなで見ても、実際に本当に下がるかどうかやってみようと言ったときに、汚くてちょっと、本当に何かさわるのも大変だったと思うんですけど、私はさわっていないんですけど、でも目の前で部長さんがさわっていたりとかして、何か気持ち悪くなって、本当にそういう汚いものも見なきゃいけない、

さわらなきやいけないのかなと思って、ちょっと生理的に気分が悪くなったんですけど、そういうことがありました。

司会者

ありがとうございました。

4番

私のは、包丁にちょっと血痕のついたものだったので、やっぱり非常に精神的にくるかなと思っていてたんで、法廷中に隣の裁判官の方に言って、あまり見たくないのというので、そのときは伏せていたんですけど、1度見ちゃうとやっぱり精神的にきつかなというのがあったので。

司会者

ありがとうございました。他の方はいかがですか。例えば3番の方が担当した事件は人が亡くなっているわけですけども、何かそういう証拠はありました、ちょっと具合が悪くなる証拠ってありましたか。

3番

手元にあったものはヘルメットだけで、既に飛んで外れちゃったものは血とかついてたわけでもなかったんで特に、ビデオもそれほどすごい、衝撃はあったんですけども、それほどのもではなかったんで、特に問題はなかったと思います。

司会者

ありがとうございました。証人尋問、被告人質問は自分にとってわかりやすかったかどうかという点はいかがでしょう。最初に、検察官とか弁護人が質問してくれるわけですが、それを聞いてわかりやすかったかとか、あるいは補充質問といって、裁判所から質問する場面があるんですが、そういう人の質問に対する答えを聞いたりとか、あるいは自分が質問することによって、証人や被告人から自分がその事件の大事なところを理解することができたかということなんですが。証人尋問、被告人質問の感想ですね、どなたでも御自由に。

6番

証人尋問というところでは、わかりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか、記憶を遡っていただいて。よくアンケートなんかだと、証人尋問や被告人質問について、こういうふうにしてほしかったというのが書いてあることもあるんですが、今日ちょっとお話が出たところで、弁護人の話ですか、説明の声が小さくてわかりにくかった話が5番さんからありましたが、それは証人尋問とか被告人質問のときも同じなんですか。

5番

比較的声が小さかったと思うので。

司会者

被告人の人に質問するときの弁護人の声も小さかったですか。

7番

小さかったです。

5番

小さかったと思います。

司会者

検察官や弁護人が質問している意図というのはわかりましたか。なぜこんなこと聞いているのかというところは。5番、6番さんは同じ事件ですけど、意図は大体わかったということですか。

5番

はい。

司会者

事件ごとにちょっとそれぞれ特徴がありますので、例えば1番の方の事件だと、被害者の証言の信用性が問題になった事件だったんですけど、話している証人尋問自体はわかりやすかったですか。

1番

ちょっと半分記憶に残っていないので、ちょっと明確にお答えすることはできないんですけども、伝えたい意図は伝わりました。ただ、その内容と実際に防犯カメラに映っている映像が多少食い違っている部分もあったような記憶があるので、やはりそういうところで客観的にやっぱりカメラとか、そっちの方を自分は重視していくようにしていました。

司会者

2番の方も精神科医の方の証人尋問があったようなんですが、わかりやすかったでしょうか。

2番

医者の方の証人のときは、すごい専門用語が多くてわかりにくかったと記憶しています。

司会者

専門用語が難しかったということですか。

2番

難しかったです。

司会者

ありがとうございました。3番の方は、証人はいなかったですね。被告人質問でしたか。

3番

そうです。証人はいませんでした。被告人質問で、ただ被告人の信号無視の常習性というのについて、私も質問を法廷でしたのですが、その辺が何か検察側からの質問がもうちょっと明確に、常習性についての質問がちょっと鋭くなかったとか、もうちょっとそのところが、質問が検察側から挙証されていればよかったなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。4番の方、目撃者とか被害者とかたくさん証人がいて、

証言の信用性が結構大変だった事件というふうに聞いていますけども、実際いかがでしたか、証人尋問はわかりやすかったですか。

4 番

やはり目撃者が結構いましたので、どう信じていいんだろうかなというのもありましたが、また被害者の方も精神的にすごい苦痛な思いをしながら、でも法廷でつらい過去のことを話をしていたということで、被害者の方の意見は結構正しいところがあるということがわかりました。ただ、やっぱり目撃者が多過ぎるので、どう何を信じていいんだろうかというところが結構その5日間、証言が食い違ったりということがあったので、大変なところがありました。

司会者

証言の食い違いが多かったんですね。

4 番

はい。

司会者

5 番、6 番、7 番の方は、被害者の方が証人でいらっしやった事件ですね。被害者証人の尋問とかわかりやすかったですか。

6 番

被害者の方への証人尋問は、すごいわかりやすかったです。

司会者

検察官が最初にするのですが、それはわかりやすかったですか。

6 番

はい。

司会者

その後、多分弁護人もしていると思うんですが。

6 番

ごめんなさい、両方わかりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございました。

5 番

特にわからなかったということはなかったです。

7 番

結構わかりやすかったんですけど、証言された被害者の方と、あと被告人の、何か本当の真意というところは何だったのかな、というのはちょっとありますか。

司会者

ありがとうございました。今度は評議ですね、自分として意見を言えることができたかどうかとか、評議の雰囲気について何か教えていただければと思います。どうぞどなたからでも御自由に。率直なところを。

7 番

裁判長には申しわけないですけど、やっぱりこういう全く初めての場に来る人ばかりなんで、固い雰囲気があるわけですけど、裁判長がKYと、乗り降り、意見が間違ったら、関係なく降りてもらって結構ですよという言葉は、多分相当楽だったんじゃないかなと思います。なかなかサラリーマンの中で、1回言っちゃったら撤回できないことが多いので、これは非常に参加した8人は楽だったんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

KYは空気を読まなくていいということなんですね。ありがとうございました。他の方いかがですか。

3 番

私も全く同じで、KYは普通は職場では和を乱すということで嫌われる部分ではあるんですが、本当にKYに徹しさせていただきまして、本当に自由に自分の意見を述べさせていただきまして。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがでしょう、評議のことについて、評議の雰囲気とか、自分の意見が言えたかです。

6番

全体的にみんな明るいというか、裁判官が中心になって、明るい雰囲気を作ってくださったという意味では、言葉は悪いんですけど、評議自体楽しんでできた。そういう意味では、先ほどのKYじゃないですけども、本当に遠慮なく自分の考えが正しいとか間違っているとか関係なく、思ったことを遠慮なく言えた、そういう雰囲気を裁判官の方が作ってくださいましたので、非常に私はよかったと思っています。

司会者

ありがとうございました。評議の中で、量刑資料というのを皆さんご覧になるかと思うんですが、量刑データベースとも呼んでいるんですが、量刑資料は、皆さんが実際刑を決めるに当たってお役に立ちましたでしょうか。もしあれがなかったらとか。

6番

あれは、非常に私にとっては重要でした。もしあれがなかったら、本当にとんちんかんなことを、答えを言っていたような気がします。私にとっては非常に助かりました。参考になりました。

司会者

ありがとうございました。量刑資料自体はわかりやすかったですか。皆さんが刑を決めるに当たって、参考資料になり得るものであったかという、今6番の方はありがたかったという意見をいただきまして、ありがとうございました。

7番

まず、我々の携わった事件で、ある程度何年という意見が出て、その後見せていただいたわけですけど、非常に悲惨な量刑の事件を見てしまっ、すごく逆に悩みました。これでいいのかというのはやっぱりあります、正直言って。悲惨な事件ば

っかりだったので。

司会者

ありがとうございました。

3番

裁判員裁判になってからの量刑表だったと記憶していますが、法的安定性を担保する意味では非常に重要なことなのでしょうが、逆にそれを見ると、この辺かなと何か相場が決まってしまって、自分の中で。本当に8掛け判決みたいところで縛られてしまうんじゃないかなという気もいたしました。

司会者

ありがとうございました。ちょっと次の質問、話題に行きたいと思いますが、裁判所での運営上の問題ということで、裁判員の方が事件関係者とか、あるいは傍聴人の方と不必要な接触をしてしまうことがないようにと心がけているところでございますが、何か事件関係者とかの接触で不安に思われた点とかございますでしょうか。何かちょっとそういう点の事件についての不安自体お持ちだったようなことも最初おっしゃっていたんですけど、実際、裁判員裁判を終えられてみて、そういう事件関係者とかの接触の不安というのはどうなりましたでしょうか。

6番

私は全くなかったです。ですから、裁判員が終わった後も安心して過ごせました。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがですか。

3番

最後の判決の後も、裁判所の職員の方が帰っていい時期をちゃんと知らせてくださいまして、もう大丈夫ですよみたいな感じで帰ったことを記憶していましたし、特に何かあったということもなかったなので、その辺は全く問題なかったと思います。

司会者

ありがとうございました。ちょっとまた別の話題に移りますが、守秘義務とかあ

って、裁判を終えたことで何か精神的に負担に思っていることが今現在おありかどうかというところをやっぱり聞いておかないといけないと思っっているんですが、経験されて、何かちょっと精神的に負担になっている部分とか、重荷になっている部分というのがございますでしょうか。もしあれば伺って、これからの事件のときに、またその点に気を付けていきたいと思っっています。先ほど6番さんからお話がありましたけれども、評議自体は楽しくできるということが非常に大事だということはよくわかったんですけど、何か裁判員という職務を果たすに当たって、職務を果たすという精神的な負担を軽減するような方法として、先ほど評議自体は楽しくとかという話もありましたが、そういう負担自体に思われるところがあるかどうか、それを軽減するためにどうしたらいいかというところを教えてくださいなと思っっております。

7番

私は、結構物忘れが激しい方で、何かあったらなるべく忘れる力がある方ですけど、やっぱりどうしてもこの経験というのは忘れず、ずっと頭に残っているわけですけど、私以上にもっと繊細な方が、もっと傷つく部分があるという中でいくと、やっぱり選定の段階でなかなか難しいでしょうけど、こういった心理的なテストみたいなことで、ある程度選抜してあげないと、特に殺人事件なんかに関わってしまうと、一生やっぱり心に残ってしまうんじゃないかななんて、ちょっと不安になりました。

司会者

選任手続のときに、いろいろ配慮して質問してみた方がいいということですかね。

7番

はい。神経質な人が入っているのかどうかは別ですけど、やっぱり気にする方は気にするでしょうから、私でさえずっと残っているのだから、配慮が必要かななんて思っっています。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがですか。

1 番

自分の担当した事件は執行猶予が付いたんで、そんなに殺人事件とか、そういうのに携わった内容ではなかったんで、何かトラウマになることはなかったんですけども、それでもたまにやっぱり思い出します。もし自分が担当した事件が殺人事件絡みとか、懲役何年とか、その人の人生を左右するような、また被害者の気持ちを酌み取るようなもっと重たい事件だったら、執行猶予の判決でもたまに思い出しちゃうのに、もし重い事件だったら、多分もっと心に残って、頻繁に多分思い出すんだらうなというのは感想として思いました。

司会者

ありがとうございました。

2 番

裁判は5日間通してなんで、その裁判で傍聴席にいる人とかの顔が見えて、やっぱり5日も連続でやると顔も覚えて、傍聴席にいる方というのは大体同じ顔ぶれで、御家族の方とか、いかにも関係者だなという方が見受けられるんですけども、やっぱり顔を見たり、目が合ったりしちゃうと、すごい嫌だなというのはいまだにちょっと残っています。ただ、その後身体的に何か影響が出ているかというのと、ないですけども、やっている当時はそう思いましたし、それがまた違う、やっぱり今1番の方がおっしゃるようにもっと重大事件ですとか、何か変な団体の事件とかだったら、本当に嫌だなというふうには感じます。

司会者

ありがとうございました。では、法曹関係者からの御意見、感想ということで、鈴木部総括裁判官からよろしいですか。

裁判官

貴重な時間、貴重な御意見ありがとうございました。まず、審理期間に係る点は、やっていた当時の感じと、ちょっと後になってからの感じでちょっと違いがあると

思うので、客観的な御意見をいただけたと思うので、反映させていきたいと思えます。また、証拠調べについても、やっぱり刺激証拠についての問題というのは、感じ方というのはおっしゃるとおり、本当に人それぞれではあるんですが、一番センシティブな方をやはりベースに考えていかざるを得ないだろうなというふうなことや、幾つも貴重な御示唆をいただきましたので、今後の裁判に生かしていきたいと思えます。今回は、本当に皆さん、今日もまた会えたということでうれしかったです。それにプラスアルファ、どうもありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。井上検察官お願いします。

検察官

本日は、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。特に今日いただいた意見の中で、審理内容のわかりやすさですとか、証人尋問の際とか書証の内容ですとか、そういった部分について検察庁でも普段から少しでもわかりやすくですとか、話し方ですとか、そういうところについては気を配っているつもりではおるんですが、裁判員の方から見てどうなのかというところについて、いま一度今後の事件や裁判員裁判を担当するに当たっても、また振り返ってやっていければなど思っておるところです。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。織田弁護士お願いします。

弁護士

貴重な御意見ありがとうございました。予想はしておったんですが、やはり弁護人に対しては話がわかりにくいだとか、声が小さいとか、手続を理解しているのかというような御指摘をいただきまして、これは予想はしておりました。こう言うと言いわけみたいに聞こえてしまうかもしれないんですが、弁護士、実はそれほど刑事事件に慣れていない弁護士が多くて、民事事件を主にやっている弁護士が国選とかで選ばれて、年に数回とか10回とか、国選を中心にやっている弁護士というの

がそのくらいの頻度で刑事裁判をやると。それが裁判員裁判になりますと、私5年間で1件ということですので、更に慣れていないと言うのもおかしいんですが、慣れないことが多い中で、普通の裁判、刑事裁判よりも更に特殊な裁判で、裁判員の方にもわかりやすくということで気を配ってはいるんですが、なかなかできていないというところなんです。ただ、声が小さいとか、わかりにくいとかということは、それは慣れていないとかという問題ではありませんので、これはしっかり弁護士会でも改善をしていくように、私が持ち帰って周知したいと思います。今日はありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。ここからは、記者の方からの裁判員経験者の方に対する質疑応答があると伺っています。

朝日新聞

3点あります。1点目ですけれども、裁判の一連の流れの中で、裁判員の方が最も悩む点、例えば量刑の判断であるとか、誰の証言を信じるのかということですけど、それは何になるのかということをお聴きしたいです。

司会者

裁判員の方が実際の職務に当たって、どんな点に最も悩んだかという質問ということによろしいですかね。皆様が最も悩んだ点はどんな点かというところを。

6番

被告人がまた罪を犯すかどうか、これはもちろん本人にしかわからないんですけども、被告人の態度とか発言とか、量刑を決める上で非常に悩みました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがでしょう。振り返ってみて、裁判員として最も悩んだ点はどんな点ですかということなんです。

7番

執行猶予を付けるのか、有罪にするのかというところは、当然悩んだところなん

ですけど、やっぱり年数を、1年の重みってすごく大きいと思っているので、1年なのか2年なのか3年なのか5年なのか、今までの判例を見ながらではありますが、特にその年数というところは本当にどうあるべきかというのは本当に悩みました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがでしょう。最も悩んだ点はどこかという質問です。

3番

量刑表を見た上で、あえて自分が本当にKYになれるのかなという、その部分です。それから、何度も言いますが、8掛けで来るんじゃないかなという相場みたいな部分があって、その辺と自分の考えとのギャップみたいなものをすごく悩みました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがですか。

4番

私が一番悩んだのは、被告人が懲役を終わってからというところなんですけど、被告人に子供が2人いまして、なおかつ妻、奥さんがいないという中だったので、子供を引き取って生活をさせていきますと言っていたんですけど、その被告人には前科が過去にありましたので、そこは本当に子供を育てていけるんだろうかというところが一番悩みましたし、本当に被告人が、法廷とかで見てきた中なんですけど、反省しているというところがあまり見られなかった、このままだと被告人の子供2人がかわいそうだなというところで、すごい悩んだというところがありました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがでしょうか。

5番

私が担当したのは強制わいせつ致傷ですが、やっぱり被害者の方の心の傷が癒えることがあるのかなというのがすごくずっとひっかかかっていて、あとそれに対して

何もできないんですけど、量刑というか、それに関してもちよっと荷が重いというのはあったし、何が重いのか軽いのかもわからなくて、すごくちよっと何か苦痛というか、心配というか、不安があったんですけど、でも何か言葉は悪いんですけど、妥当なところに落ちついたのかなという安心感というか、それはありました。

司会者

ありがとうございました。

2番

実際、裁判とかはドラマとかでしか見たことなかったんで、実際自分が経験してみて感じたんですけども、私の事案の場合は、もともとの求刑が検察の方で8年とかという形で、片や弁護人の方は無罪ということで、何で同じ事案なのにこんなに端から違っているんだというところでやっぱり違和感を感じて、それぞれ立場があるんで当然だと思うんですけども、端からそんな違う主張していることに対して、やっぱり何か違和感はあります。

司会者

ありがとうございました。今の質問は以上でよろしいですか。

朝日新聞

ありがとうございました。2点目ですけれども、今回裁判に参加されたことで、裁判、法律、司法に対するイメージがどう変わったのかということをごっくろお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

司会者

裁判員裁判という裁判に参加したことで、裁判とか法律とか司法に対するイメージは変わったかという質問でよろしいですか。

朝日新聞

はい。

司会者

どうでしょう、イメージのチェンジはありましたでしょうか。

6 番

裁判員に参加するまでは、裁判というのは本当に人ごとであって、裁判所で勝手に裁判官や弁護士がやっているもんだと思っていました。ところが、裁判に参加してみて、裁判というのは裁判官や裁判所だけではできない、一般市民の協力があって初めて裁判というのは成立するんだということを改めて知りました。いい勉強をさせていただきました。

司会者

ありがとうございました。他の方がいいがでしょう。

5 番

私も6番の方と一緒に、ちょっと人ごとだったんです、参加させていただくまでは。でも、何か参加させていただくことで、すごく身近に、もしかしたら自分も巻き込まれるかもしれない、被害者になるかもしれないというふうに、何か人ごとじゃなく受け取れたという意味では、参加させていただいたことがすごくいい経験になったと思います。

司会者

ありがとうございました。他の方がいいがでしょうか。裁判員になる前と後で、法律とか裁判とか司法に対するイメージに変更があったかどうか。予想どおりなのか、大きく変わったか。

7 番

やっぱり参加する前までは、すごい定量的にこうだったらどうだ、何年みたいな感じなのかなとイメージはあったんですけど、法廷の中で本人の反省度とか、そういうこともやっぱり判決の大きなファクターになるんじゃないかなというのは、参加して初めてわかったことではあります。

司会者

ありがとうございました。

3 番

最初のころにちょっと言ったんですが、人の人生を左右する裁判ってすごく重いものなんだなというふうに感じました。その重さというんですか、よく医師は死と向き合って大変だというイメージは世間的にもあるんですけども、裁判所がそこまで重いものだ、判決をすることが重いものだというのを、傍聴席で見ているときはまた違った目で見ることができました。

司会者

ありがとうございました。いかがですか、他の方は。イメージに変更があったかどうかと。次の質問行ってもよろしいですか。

朝日新聞

3番目、最後の質問ですけれども、先ほどもちょっと話が出ていましたが、被告人もしくは関係者からの逆恨みなどの不安を抱いたかどうかについて、先ほどの答えだとあまり抱かなかったということでしたが、それでは逆になぜ抱かなかったのかをお聴きしたいのですが。

司会者

被告人とか関係者からの逆恨みの不安を抱いたことがあったか、なかったかということで、逆に抱かなかったとしたら、それはなぜなのかというところですかね。

6番

全く抱かなかったと言ったらうそになりますけども、その辺は裁判官や裁判所の方がうまくサポートしてくださったような気がします。裁判員を安心させるような言動が裁判官からありましたので、ここはこうしてくださいとかアドバイスもいただきましたので、不安はゼロではありませんけども、裁判官あるいは裁判所のサポートが大きかったと思います。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがですか。

3番

私、事件が決まって、郵便が来て、交通事故事案ということなので、当然保険会

社とかも間に入っているいろいろやっているだろうと思いましたが、特にそういう、ワンクッション間に入る部分もあるので、それほど大きく恨まれたりということはないだろうなという点で、安心して参加することができました。

1 番

結果として執行猶予が付いて、最後に裁判長の方から、もう今日帰れますよと言ったときに、被告人がすごいほっとした顔していたんです。それを見たときに、この人はもうこういう事件を犯さないでいてくれるだろうなというふうに逆に思えて、逆恨みとか、そういうことは自分が担当した事件では感じることはなかったです。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがですか。

7 番

私が担当させてもらった事件ではなかったんですけど、ドラマ等で、法廷で被告人が暴れるみたいなことがあります。ああいう大事件で不服と思っている被告人の事件であつたら、我々、裁判官の方も含めて、もしどこかの町中でばったり会ったらどうしようみたいなことはあるんじゃないかなという不安はありますよね。

司会者

ありがとうございました。他にいかがですか、被告人や関係者から逆恨みされるんじゃないかという不安をお持ちになったかどうか、持たないのであれば、それはなぜなのかというところです。

5 番

やっぱり私が担当した案件は、そんなに殺人事件とかではなかったもので、判決に対して逆恨みされるというふうに思う不安はなかったんですけど、これがやっぱり殺人事件だったり、また関わってくる人たちのタイプによっては、そういうことも考えられるのかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。他の方がいかがですか。

2番

私は、単純にまさか逆恨みされるとか、何か襲われるなんていうことはないだろうと単純に、安易に考えているだけなのかもしれないですけども、高齢者の方だったんですけど、被告人の方が。ただ、その御家族の方で証言にも立っていた義理の息子さんがいらっしゃったんですけども、いまだにやっぱり顔を覚えてますし、どこかでばったり会ったら嫌だなという気持ちは、いまだにあります。

司会者

ありがとうございました。では、次の質問はありますか。

上毛新聞

マスコミの立場として、裁判員の方がマスコミにどういう印象を抱いていらっしゃるのかをお聴きしたいんですけど。実際、裁判員裁判になるような重大事件ですと、もう確実に記者は傍聴席で聞いているし、近いうちに紙面になっていたり、テレビになっていたりすると思うんですけど、その点で報道に関するマスコミに対して何か怖いとか思ったり、何か意識されたようなことが裁判員をされている中であったかどうかというのを教えていただければ。

司会者

いかがでしょう、法廷とかに取材に来ているマスコミを怖いと思うかどうかですけど。

6番

法廷では、正直どの方がマスコミなのかちょっとわからないんで、法廷では一切意識していませんでした。ですから、正直何か私の悪口を書かれたとか、そういう経験もありませんので、一切マスコミの方を怖いとか、マスコミの方に対して何か恨みを持っているとか、そういうのは一切ございません。ただ、法廷ではどの方がマスコミなのか、腕章つけているわけではありませんので、一切わかりませんでした。

司会者

ありがとうございました。他の方、いかがですか。

3番

裁判の傍聴は自由にできるということを知らない人が大多数いるかと思うんですが、やっぱりその辺は憲法上、公開裁判というのは民主主義国家で当然なんですけど、その傍聴に来られない人にマスコミが伝えるという意味では、やっぱり第4の権力として非常に重要な意味を持っているかと思えます。ですから、どんどん、どんどん傍聴して、こういう事件があったんだということを世間に伝えてもらいたい。怖いということとは全く正反対で、これからもどんどん活躍をしていただきたいなというふうに考えております。

司会者

他の方、いかがでしょう。確かに傍聴席にいる人が誰かというのはあまりわからないですね。他にいかがですか、新聞社等マスコミに対して。

2番

全然意識していなかったです。

朝日新聞

関連して聴きますけど、担当された事件の記事であるとか、新聞記事だとかニュースであるとか、そういったものは御覧になったんでしょうか。

司会者

自分が担当された事件の新聞記事とかを御覧になっているかどうかということなんですが、どうぞ御自由に。

5番

たまたま見ました。たまたま見ていたら、あっ、これそうだって、自分の担当したものだと思ったんですけど、そういう意味ではいつ新聞に載るのかなという疑問というか、次の日には載るのかなとかわかっていれば、また改めて見るとは思うんですけど、偶然見て、載っているという感じでした。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがですか。

6番

私は、判決文の新聞記事を読みまして、それを職場に持っていきまして、職場で堂々と見せました。それは守秘義務違反になりませんので、正直助かりました。職場であまり変なこと言ってしまうと大変なんですけども、新聞記事を職場で見せるのは全く問題ありませんので、正直マスコミの方にありがとうございましたと言いたいです。

司会者

こんな事件だったんだって、自分で説明しなくてよかったということなんですね。他の方どうですか。

4番

私は、その日のNHKのテレビのニュースで見ましたし、また次の日ですか、新聞にもでかく載っていたので、すごい大きな事件をやっぱり担当したというので、周りの人には裁判員裁判になったと自慢はあまりできないんですけど、終わって裁判を無事に終わったというので、何かすごい達成感というか、そういうのを新聞で見たときは、すごいよかったなということは思いました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがでしょう。

3番

私の事件は、特に取り上げられてなかったもので、残念だったんですけども、私はいつもスマートニュースというスマホアプリで毎日1日のニュースをチェックしているんですけども、全然事件と関係ない話なんですけども、その後何か月かしたら、判決で被告人を諭したという話が、鈴木裁判長の記事が出ていまして、こういう事件があったというんじゃなくて、裁判長が諭したという切り口で記事が出ていまして、全国的なスマニューに出てたぞみたいな、何かすごくうれしくなって、どの新聞社だったか忘れちゃったけども、そんな記憶がございます。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがですか、自分が担当された事件の記事を読んだかどうかというところですけど。

2番

自分が担当した記事もそうだったんですけども、やっぱり裁判員を経験してから、結構そういう裁判の判決文とか、そういう記事が出ていると、やっぱり大分気にかけて見るようにはなりました。

司会者

ありがとうございました。他の方いかがですか。以上でよろしいですか。

読売新聞

先ほど、弁護士だったり検察官が何を言っているのかちょっとよくわからなかったというお話が何点かあったかと思うんですけども、そのよくわからなかった部分というのは、どういうふうに補われているのかというのを伺いたいです。

司会者

法廷で言っていることがわからなかったとき、それはどうやって、そのわからなかった部分を補って理解したのかということです。

7番

私は、それをメモっておきまして、評議室で裁判長を含めて裁判官の方、2名の方を含めて結構質問しまして、あれどこで言ったんでしょうかとか、聞こえなかったんですけどって結構質問させてもらって、それで補った部分も結構大きいです。

司会者

みんなで話し合っ確認したということになるんですかね。

7番

そうです。そういう時間も結構設けていただいているので。

司会者

大体予定された質問は終わったような気がします。よろしいですか。最後にな

りますが、主催者、平木所長の方から感想をお願いいたします。

主催者

本日は、いろいろとお忙しい中、本当にありがとうございました。私も刑事裁判ほとんど一筋でまいりまして、裁判員裁判の裁判長も40件ほどさせていただきました。所長は、残念ながら裁判員裁判を担当しないことになっているのですが、今日の皆さんのお話を伺って、皆さんの意見を踏まえてもう一度やりたいなという気持ちになっているところです。鈴木部総括裁判官、國井部総括裁判官は、皆さんの今日の御意見、御指摘を踏まえて、もっとよい裁判員裁判を目指していこうという気持ちになっていると思います。本当にどうもありがとうございました。

司会者

それでは、長時間にわたりましたが、皆様の貴重な御意見を本日たくさんいただきました。裁判員裁判の現場で働いている者として、皆さんの御意見を参考に、更によりよい裁判員裁判を行いたいと思っております。今後とも御協力よろしくお願いたします。では、以上をもちまして本日の裁判員経験者の意見交換会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。